

大阪市告示第1319号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年9月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 真田山プール 水泳場	令和8年10月13日（火）	午前10時から 午後7時30分まで
	令和8年10月26日（月）	午前9時30分から 正午まで

2 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市立 真田山プール 水泳場 トレーニング場	令和8年10月20日（火）から 同月22日（木）まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）